

今月のテーマ

いますすむ 障害福祉サービス等 報酬改定検討

障害者総合支援法施行後3年目の見直しを行う改正法が昨年5月に国会で成立し、2年の準備期間を経て来年4月から実施されます。

同法では、重度訪問介護の訪問先の拡大（入院時のヘルパー派遣）をはじめ、自立生活援助や就労定着支援などが新設されることから報酬改定議論のなかでどのように検討されるのか注目されています。

また今回の報酬改定は、障害福祉サービスだけでなく、介護保険や診療報酬も同時改定され、さらには、先の国会で成立した地域包括ケア強化法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）の実施も重なっていることから介護・医療の大幅な見直しがされます。

の質の向上と制度の持続可能性の両方の観点から報酬のあり方について検討を行う」また「社会保障制度全体について、経済・財政再生計画改革工程表に沿った効率化と重点化が求められており、障害関係予算も例外ではない」として、障害者自立支援法の施行から11年で国の予算が1兆円超と倍増しており、これまでのような予算確保は厳しいことをにじませています。

このような認識のもと、6月から7月にかけて行われたヒアリングでは、44の障害関係団体+3の自治体の代表から表1の3つの視点にしたがっての意見表明が求められました。まさに、財政抑制を念頭においた意見聴取です。

■違憲訴訟団の意見の概要

私たち訴訟団は、今回のヒアリングにおいて、基本合意や骨格提言の早期実現を求め、表2のような意見を出し、発言しました。

これまでの国との定期協議の中で繰り返し要望してきた利用者負担の問題や介護保険優先原則の撤廃（選択制の導入）に加え、今回は、作業所やグループホーム、入所施設等の施設系サービスの報酬を現行の日額制から骨格提言が示

表1：報酬改定ヒアリングにおいて厚労省が示した3つの視点

- 視点1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法
- 視点2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策
- 視点3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

した日額制と月額制の両方を取り入れた報酬に改定することを強く求めました。

さらに、障害福祉サービスの予算の伸びを抑制しようとする動きに対しては、そもそも日本の障害関係予算は、国際水準からみてもあまりにも低い（OECD加盟国の中で、2011年時点で34カ国中28位）状況にあり、障害者権利条約の批准国として恥ずかしいレベルにあること。ゆえに現状では

表2：平成30年度報酬改定ヒアリングにおける
障害者自立支援法違憲訴訟団の意見（概要）

1 利用者負担関係

- (1) 障害児の利用者負担の収入認定において保護者の収入を除外すべき。障害児の福祉サービス利用料算定の収入は当該児童自身の収入だけに着目し、保護者の収入は除外し、実質的に低所得者として無償化すべきである。
- (2) 就労支援の利用者負担無償化を実施すべきである。
- (3) 自立支援医療の低所得者無償措置を実行すべきである。

2 高齢障害者等の利用者負担関係

- (1) 介護保険優先原則の廃止と選択制を採用すべきである。
介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること。
- (2) 国庫負担基準における介護保険対象者の減額措置を廃止すべきである（介護保険対象者に障害福祉を提供する自治体は多額の持ち出しが必要となっている。そのため、自治体が介護保険へ無理矢理誘導しようとしたり、障害福祉サービスの上乗せ支給をしなかったりすることの弊害が大きい）。

3 報酬の支払い方式関係

- (1) 骨格提言が示す「報酬の支払い方式」を採用すべきである。
骨格提言『施設系支援にかかる報酬については、「利用者個別給付報酬」（利用者への個別支援に関する費用）と「事業運営報酬」（人件費・固定経費・一般管理費）に大別する。前者を原則日払いとし、後者を原則月払いとする』

■障害関係予算と持続可能な制度について課題及び対処方策

- ① 持続可能な制度を口実に、予算増縮小の議論をすべきではなく、OECD諸国の平均水準を超、上位10位以内をめざす等国際的に恥ずかしくない具体的な目標を持つべき。
- ② 現行の複雑な負担軽減措置は、自治体や事業者が無駄なコストをかけている。また報酬体系もあまりに複雑化し、事務負担が増大、障害者を直接支援する職員は増えず、事務職員を増やさざるを得ない。こうした制度上の無駄こそなくすべきである。
- ③ 精神障害者支援の分野において、明らかに予算配分が医療偏重であり、地域での生活を支援するための福祉予算への配分に大きく舵を切るべきである。

■ヒアリングを終えて

7月いっぱい団体ヒアリングを終え、今後いよいよ本格的な報酬改定議論が急ピッチで進められ今年中に意見がまとめられます。

予算を抑制していくこと自体すべきではなく、基本合意で約束されている「障害福祉施策の充実、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることとを基本とする」水準の障害者福祉の確立を一日も早く実現すべきとの問題提起を行いました。

ただ今回のヒアリングの全体的な意見を見たときに気になるのは、障害者権利条約が示す障害者の諸権利の実行を具体的に求めるためにまとめられた「骨格提言」を実現すべきという意見があまりにも少なかったことです。

安倍政権が長期化の中で、現行の社会保障改悪が当たり前になりすぎ、「国の財政が厳しいから仕方ない、少し我慢し、できる改善からすべき」などとする意見が幅をきかせているように思いますが、本当にそれでよいのでしょうか、

うか。障害者の人権・権利保障をあきらめられるのでしょうか。

違憲訴訟団は、2010年1月に、国（厚労省）と締結した基本合意とその後の骨格提言、障害者権利条約を実現する運動を一貫して行ってきました。

いま社会保障・社会福祉の大きな岐路を迎えている中で、私たち障害者運動がかちとったこれらの成果は、障害者のことだけでなく、すべての人の人権保障の道しるべになると思います。なぜなら国は保険原理や買う福祉を強化・

徹底しようとしています。その方向を転換させる提言（利用者負担や報酬支払い方式など）が基本合意や骨格提言にはあるからです。

だからこそ障害・高齢・子どもなど、分野を超えた運動に私たちの意見を持ち込み社会保障の底上げで、障害者福祉の拡充・前進をさせる、この運動を広げていく必要性を強く感じます。

家平 悟

障害者自立支援法違憲訴訟元原告